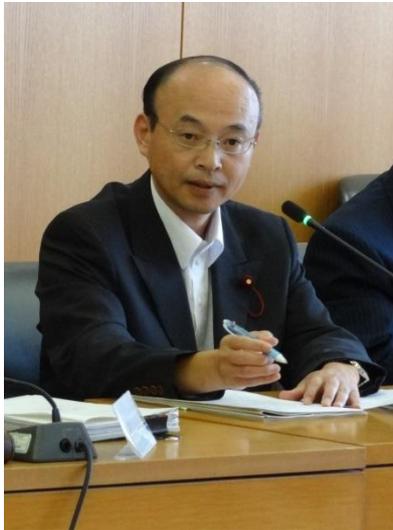


平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1,411 件	1,517 件	1,851 件

70 歳以上の高齢者からの相談受付件数（市）

高齢者、未成年者を悪質商法（消費者トラブル）から守れ！



9 月定例会市議会では、市民生活委員会において「消費生活総合センターの機能強化」を訴えました。全国的には、平成 25 年度に 65 歳以上の高齢者からの相談件数が前年度より 5 万 3000 件も増加し 26 万 7000 件にも上っています。また、未成年者からの相談件数が平成 22 年度以来、毎年 2 倍ペースで増加していることが大きな問題となっています。そこで、本市においても相談件数や被害額の実態を明らかにし、対応の充実・強化を図ることが必要です。

別表に示した通り本市においても、高齢者からの消費者トラブルの相談件数は、平成 23 年～25 年の間で 1.3 倍になるなど高齢者人口の伸びを大きく上回っています。（さいたま市では統計を 10 歳区切りで集計しているため 70 歳以上の件数）高齢者は、『上場したら必ず儲かる未公開株がある』などと持ちかけられる、詐欺的な投資被害が多く、この 3 年間で被害総額は、19 億 5000 万円にも上っています。そこで、今回は、1 点目として「困ったとき」「迷った時」にすぐ思い浮かぶよう消費生活センターの認知度アップを図ること。2 点目として、地域や学校での消費者教育の充実を図るため、人材育成や教材開発に積極的に取り組むこと。3 点目として、これまでの被害防止に重点を置いた消費者教育に加えて、自らの消費行動に責任を持つ自立した消費者市民社会の実現を目指す消費者教育を進めるための推進計画を策定すること。4 点目として、悪質事業者への指導体制を強化すること。の 4 点を訴えました。それぞれの質問に前向きな答弁があり、市民生活部長から、センターの機能強化と消費者トラブルの防止への決意もありましたので今後をしっかりと注視して参ります。



消費生活相談は、645・3421 消費生活総合センターへ

月～土曜 9 時～17 時（日曜は、16 時まで）